【令和８年度事業計画書】

○法第 10 条の２第２項第１号に規定する事業

事業内容	該当
環境保全活動、環境保全の意欲の増進若しくは環境教育又は協働取組に関する情報及び資料の収集、整理及び提供を行うこと。	

情報及び資料の内容	
収集及び整理の 具体的方法	
情報等の提供先 及び提供方法	

○法第 10 条の２第２項第２号に規定する事業

事業内容	該当
環境保全活動、環境保全の意欲の増進若しくは環境教育又は協働取組に関する調査研究（これらに関する政策に係るものを含む。）を行い、及びその成果を提供すること。	○

調査研究の内容	環境保全活動、環境保全の意欲の増進若しくは環境教育又は協働取組に関する調査研究（これらに関する政策に係るものを含む。）を行い、及びその成果を提供すること。
調査研究の具体的方法	イベント等での配布、アンケートの実施。 まちづくり団体には直接連絡しヒアリングを行う。
成果の提供先 及び提供方法	イベント、ホームページ上などでの情報提供。 まちづくり団体には直接のフィードバッグをしアドバイスを行う。

○法第 10 条の２第２項第３号に規定する事業

事業内容	該当
環境保全活動、環境保全の意欲の増進若しくは環境教育又は協働取組の手引その他の資料等を作成し、及び提供すること。	

作成する手引その他の 資料等の内容	
手引その他の資料等の 具体的な作成方法	

手引その他の資料等の 提供先及び提供方法	

○法第 10 条の２第２項第４号に規定する事業

事業内容	該当
環境保全活動、環境保全の意欲の増進若しくは環境教育又は協働取組に関し、照会及び相談に応じ、並びに必要な助言を行うこと。	○

想定される照会及び 相談等の具体的内容	環境教育のための活動、内容の相談 環境教育体験活動プログラムおよび環境保全など社会貢献活動の企画・実施に関する相談
照会及び相談への 具体的な対応方針	家庭や地域など参加者にとって身近なテーマを取り上げ提案する。また非日常な経験、体験を通して参加者の印象深く記憶に残るようにし環境保全活動や自然環境に興味を持ってもらうきっかけ作りを目指す。
照会及び相談の受付方法	電話、E-mail などによる問合せ 事前連絡の上面談、訪問によるヒアリング

○法第 10 条の２第２項第５号に規定する事業

事業内容	該当
環境保全活動、環境保全の意欲の増進若しくは環境教育又は協働取組を行うに当たって必要な指導者等のあっせん又は紹介を行うこと。	○

あっせん又は紹介が 可能な指導者等	・全国体験活動指導者認定主任講師（CONE トレーナー） ・NEAL リーダー（自然体験活動指導者） ・プロジェクト・ワイルド ファシリテーター、エデュケーター ・プロジェクトＷＥＴ ファシリテーター、エデュケーター ・プロジェクト・ラーニング・ツリー ファシリテーター ・L.S.F.A.救急蘇生法インストラクター （大人用および子ども用プログラム）
あっせん又は紹介の 具体的方法	環境教育体験プログラムなどの実施のためのあっせんや紹介を希望する団体・企業へのヒアリングにより決定、回答 全国へ講師・指導者の派遣も可能
あっせん又は紹介に関する 依頼等の受付方法	電話、E-mail などによる問合せ 事前連絡の上面談、訪問によるヒアリング

【令和８年度年間計画】

令和８年度活動予定表	
実施日	実施内容
９月 19～22 日	長崎県　西海市　体験指導者講習会
２月上旬	沖縄県　読谷村　体験指導者講習会
２月上旬	神奈川県　大井町　体験指導者講習会